



府中町パートナーシップ 宣誓制度



府中町は、一人一人が互いの人権を尊重し、多様性を認め合うことにより、自分らしい生き方ができる社会の形成をめざしています。



パートナーシップ宣誓制度とは

パートナーシップ宣誓制度は、一方または双方が性的マイノリティである二人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約束した関係であることを公的に認知する制度です。

法的な効力はありませんが、この制度によって、性の多様性に関する社会的な理解の広がりとお互いの価値観を認め合い、一人一人の心を大切に守りながら、安心感を持って自分らしい生き方ができる社会が形成されることを期待しています。



府中町町民生活部自治振興課 人権推進室
〒735-8686 安芸郡府中町大通三丁目5番1号
(TEL) 082-286-3165 (FAX) 082-284-7111

パートナーシップ宣誓をするには

宣誓できる人

一方または双方が性的マイノリティである人で、次のすべての要件を満たしている方です。

- 一方またはお二人が府中町民であること（転入予定を含む）
- 双方が成年に達していること
- 双方に配偶者（事実婚を含む）がいないこと
- 双方が宣誓者しようとする相手以外と宣誓していないこと
- 双方の関係が直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族ではないこと（※養子縁組をしていた場合は可能です）

宣誓までの流れ

宣誓日の予約



宣誓希望日の一週間前までに人権推進室へ予約してください。

府中町人権推進室
(TEL) 082-286-3165

必要書類の準備



必要書類を準備の上、宣誓日当日にご持参ください。

宣誓日当日

宣誓内容及び提出書類より、要件を満たしているか確認させていただきます。
確認ができましたら「パートナーシップ宣誓書受領証」等を即日交付します。
(所要時間は約1時間半です)

受領証等の提示により利用できるサービス

府中町では、受領証等の提示により町営住宅への入居をはじめとする行政サービスで利用が可能となります。

近年では、社内の福利厚生や民間事業者による顧客サービスに利用できることもあります。

他の自治体との相互利用

府中町とパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結した自治体へ転出される場合は、転出先で新たに宣誓手続きを行うことなく、すでにお持ちの受領証等を継続して使用することができます。

宣誓に必要な書類や、受領証等の提示により利用できるサービス、相互利用に関する協定を締結した自治体等、本制度に関する詳細については、府中町公式ホームページをご覧ください。

府中町公式ホームページ

